

社援地発 0401 第 10 号
老認発 0401 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
高齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 4 号、老振発 0327 第 5 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため改めて周知することとしたので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 高年齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長 (公 印 省 略)</p> <p>生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>一方、<u>介護保険制度を始めとする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策</u>（以下「高齢者向けの施策」という。）に関しては、高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築しており、市町村を中心とした取組を進めるため、生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等が行われている。</p> <p>生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援のための施策と高齢者向けの施策が連携し、取組を進めることが重要である。このため、これまでそれぞれの施策の「連携の基本的な考え方」を示した上で、「庁内連携体制の構築」や「地域包括支援センター等との連携」等を示すことにより、両施策の連携の推進を図ってきた。</p> <p>上記を踏まえ、両施策における連携について改めて下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、<u>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）</u>の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、</p>	<p>都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 各 指定都市 高年齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 厚生労働省老健局振興課長 (公 印 省 略)</p> <p>生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）</u>について、<u>生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）</u>が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</p> <p>一方、<u>介護保険制度をはじめとする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策</u>（以下「高齢者向けの施策」という。）に関しては、高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することとしており、市町村を中心とした取組を進めるため、生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等が行われている。</p> <p>生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援のための施策と高齢者向けの施策が連携し、取組を進めることが重要である。このため、これまでそれぞれの施策の「連携の基本的な考え方」を示した上で、「庁内連携体制の構築」や「地域包括支援センター等との連携」等を示すことにより、両施策の連携の推進を図ってきた。</p> <p><u>この両施策の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当する。</u></p> <p><u>ついては、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核</u></p>

よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携の基本的な考え方

要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく保険給付や地域支援事業その他の様々な高齢者向けの施策を利用し、一方、経済的に困窮している者の支援については、生活困窮者自立支援制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

生活困窮者自立支援制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、高齢者が生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援、就労準備支援及び家計改善支援等の高齢者向けの施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両施策が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要とする者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるとい側面からも両施策が連携することは極めて重要である。

2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局だけが関与するのではなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局との連携も重要である。

具体的には、双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解するとともに、それぞれの専門性に依拠して具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行うことが望ましい。

連携体制を構築するに際しては、例えば、まず、本通知に添付の各種資料や関連ホームページに掲載されている資料を活用して、学習会を両部局で行い、関係者間で知識の共有を図る等の取組が考えられる。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指

市を除く。) 及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携の基本的な考え方

要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく保険給付や地域支援事業その他の様々な高齢者向けの施策を利用し、一方、経済的に困窮している者の支援については、生活困窮者自立支援制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

生活困窮者自立支援制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、生活困窮者自立支援制度は稼働年齢層の利用が中心となるが、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、高齢者が生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援、就労準備支援及び家計改善支援等の高齢者向けの施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両施策が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要とする者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるとい側面からも両施策が連携することは極めて重要である。

2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局だけが関与するのではなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局との連携も重要である。

具体的には、双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解するとともに、それぞれの専門性に依拠して具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行うことが望ましい。

連携体制を構築するに際しては、例えば、まず、本通知に添付の各種資料や関連ホームページに掲載されている資料を活用して、学習会を両部局で行い、関係者間で知識の共有を図る等の取組が考えられる。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指

摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。

また、介護保険制度では、地域包括支援センターが、介護保険法第115条の45第2項第1号に定める総合相談支援業務として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態等を把握し、相談を受け、地域における適切な機関や制度の利用につなげる等の支援を行うこととされているところである。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

この規定を踏まえ、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局には、高齢者向けの施策の利用が経済的に困難な者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

4 地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの深化・推進にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

このようなことを念頭に、庁内に限らず、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の構築も重要である。

また、相談支援のノウハウを持つ地域包括支援センターを運営する法人が、当該センター機能を活用しながら自立相談支援事業を受託することも考えられる。

5 地域ネットワークの整備等に係る連携

生活困窮者自立支援制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、以下の①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、生活困窮者自立支援制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

① 支援調整会議や支援会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、生活困窮者自立支援制度においては支援調整会議等のほか、法第9条第1項の規定において福祉事務所設置自治体が組織するよう

摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

また、介護保険制度では、地域包括支援センターが、介護保険法第115条の45第2項第1号に定める総合相談支援業務として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態等を把握し、相談を受け、地域における適切な機関や制度の利用につなげる等の支援を行うこととされているところである。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局には、高齢者向けの施策の利用が経済的に困難な者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

4 地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの構築にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

このようなことを念頭に、庁内に限らず、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の構築も重要である。

また、相談支援のノウハウを持つ地域包括支援センターを運営する法人が、当該センター機能を活用しながら自立相談支援事業を受託することも考えられる。

5 地域ネットワークの整備等に係る連携

生活困窮者自立支援制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、下記①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、生活困窮者自立支援制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

① 支援調整会議や支援会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、生活困窮者自立支援制度においては支援調整会議等のほか、改正法による改正後の法第9条第1項の規定における福祉事務所設置

努めることとされている支援会議があるが、例えば、小規模な自治体では介護保険制度における協議体等との間で構成員の重複等も考えられるところ。

このため、地域の実情に応じ、各々が別々に会議を設置・開催するのではなく、分科会形式の設置・開催とすることや、共同設置・開催とすることといった方法により会議を効率的に開催することが考えられる。

なお、会議を連携して実施する場合においても、生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目的としているものであることから、自立相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネートを行う生活支援コーディネーターが配置されている。

地域の実情等を踏まえ、自立相談支援員と生活支援コーディネーターが情報交換の場を持つなど、これらの者が連携して支援に取り組むことが求められる。さらに、必要に応じて両者が兼務することも可能とすることで、総合的な事業展開が可能となる。

なお、両者が兼務する場合においては、補助金等の適正な執行という観点から、例えば、各業務に従事する時間数等で按分するなどの必要があることに留意すること。

6 生活支援体制整備事業との連携

高齢期の自発的な就労ニーズや社会参加意識が高いことを踏まえ、高齢期の生活困窮者に対して、就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進めていくことが求められていることから、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第117号）により生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を改正し、就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65歳未満）を撤廃し、高齢期の生活困窮者の就労支援を強化した。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援・介護予防について、住民が主体的に参加し、自ら担い手となっていくような地域づくりが求められている中で、介護保険制度の生活支援コーディネーターの配置等により、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築支援が進められている。

これらも踏まえ、自立相談支援事業の相談支援員及び就労準備支援事業の支援員等は、生活支援コーディネーター等により構築された生活支援等の提供体制とも連携を図ることを通じて、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労やボランティア等の活躍の場を創出し、生活困窮者である高齢者をこうした場につなげていくことも求められる。

自治体が組織できることとした支援会議（平成30年10月1日施行）があるが、例えば、小規模な自治体では介護保険制度における協議体等との間で構成員の重複等も考えられるところ。

このため、地域の実情に応じ、各々が別々に会議を設置・開催するのではなく、分科会形式の設置・開催とすることや、共同設置・開催とすることといった方法により会議を効率的に開催することが考えられる。

なお、会議を連携して実施する場合においても、生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目的としているものであることから、自立相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援サービスの提供体制の構築に向けた社会資源の開発等を行う生活支援コーディネーターが配置されている。

地域の実情等を踏まえ、自立相談支援員と生活支援コーディネーターが情報交換の場を持つなど、これらの者が連携して支援に取り組むことが求められる。さらに、必要に応じて両者が兼務することも可能とすることで、総合的な事業展開が可能となる。

なお、両者が兼務する場合においては、補助金等の適正な執行という観点から、例えば、各業務に従事する時間数等で按分するなどの必要があることに留意すること。

6 生活支援体制整備事業との連携

高齢期の自発的な就労ニーズや社会参加意識が高いことを踏まえ、高齢期の生活困窮者に対して、就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進めていくことが求められていることから、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第117号）により生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を改正し、就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65歳未満）を撤廃し、高齢期の生活困窮者の就労支援を強化することとしている。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援・介護予防について、住民が主体的に参加し、自ら担い手となっていくような地域づくりが求められている中で、介護保険制度の生活支援コーディネーターの配置等により、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築支援が進められている。

これらも踏まえ、自立相談支援事業の相談支援員及び就労準備支援事業の支援員等は、生活支援コーディネーター等と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結びつけていくことを通じて、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労やボランティア等も視野に入れた活躍の場の創出に結びつけていくことも求められる。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 4 号
老振発 0327 第 5 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 3 号
老振発 1001 第 3 号
平成 30 年 10 月 1 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 10 号
老認発 0401 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
高齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

一方、介護保険制度を始めとする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策（以下「高齢者向けの施策」という。）に関しては、高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築しており、市町村を中心とした取組を進めるため、生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等が行われている。

生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援のための施策と高齢者向けの施策が連携し、取組を進めることが重要である。このため、これまでそれぞれの施策の「連携の基本的な考え方」を示した上で、「庁内連携体制の構築」や「地域包括支援センター等との連携」等を示すことにより、両施策の連携の推進を図ってきた。

上記を踏まえ、両施策における連携について改めて下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携の基本的な考え方

要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく保険給付や地域支援事業その他の様々な高齢者向けの施策を利用し、一方、経済的に困窮している者の支援については、生活困窮者自立支援制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

生活困窮者自立支援制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、高齢者が生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援、就労準備支援及び家計改善支援等の高齢者向けの施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両施策が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要とする者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるといふ側面からも両施策が連携することは極めて重要である。

2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局だけでなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局との連携も重要である。

具体的には、双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解するとともに、それぞれの専門性に応じて具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行うことが望ましい。

連携体制を構築するに際しては、例えば、まず、本通知に添付の各種資料や関連ホームページに掲載されている資料を活用して、学習会を両部局で行い、関係者間で知識の共有を図る等の取組が考えられる。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

また、介護保険制度では、地域包括支援センターが、介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に定める総合相談支援業務として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態等を把握し、相談を受け、地域における適切な機関や制度の利用につなげる等の支援を行うこととされているところである。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

この規定を踏まえ、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局には、高齢者向けの施策の利用が経済的に困難な者等、経済的に困窮している者が訪れる

こともあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

4 地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの深化・推進にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

このようなことを念頭に、庁内に限らず、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の構築も重要である。

また、相談支援のノウハウを持つ地域包括支援センターを運営する法人が、当該センター機能を活用しながら自立相談支援事業を受託することも考えられる。

5 地域ネットワークの整備等に係る連携

生活困窮者自立支援制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、以下の①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、生活困窮者自立支援制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

① 支援調整会議や支援会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、生活困窮者自立支援制度においては支援調整会議等のほか、法第9条第1項の規定において福祉事務所設置自治体が組織するよう努めることとされている支援会議があるが、例えば、小規模な自治体では介護保険制度における協議体等との間で構成員の重複等も考えられるところ。

このため、地域の実情に応じ、各々が別々に会議を設置・開催するのではなく、分科会形式の設置・開催とすることや、共同設置・開催とするといった方法により会議を効率的に開催することが考えられる。

なお、会議を連携して実施する場合においても、生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目的としているものであることから、自立

相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネートをを行う生活支援コーディネーターが配置されている。

地域の実情等を踏まえ、自立相談支援員と生活支援コーディネーターが情報交換の場を持つなど、これらの者が連携して支援に取り組むことが求められる。さらに、必要に応じて両者が兼務することも可能とすることで、総合的な事業展開が可能となる。

なお、両者が兼務する場合においては、補助金等の適正な執行という観点から、例えば、各業務に従事する時間数等で按分するなどの必要があることに留意すること。

6 生活支援体制整備事業との連携

高齢期の自発的な就労ニーズや社会参加意識が高いことを踏まえ、高齢期の生活困窮者に対して、就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進めていくことが求められていることから、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 117 号）により生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）を改正し、就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65 歳未満）を撤廃し、高齢期の生活困窮者の就労支援を強化した。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援・介護予防について、住民が主体的に参加し、自ら担い手となっていくような地域づくりが求められている中で、介護保険制度の生活支援コーディネーターの配置等により、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築支援が進められている。

これらも踏まえ、自立相談支援事業の相談支援員及び就労準備支援事業の支援員等は、生活支援コーディネーター等により構築された生活支援等の提供体制とも連携を図ることを通じて、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労やボランティア等の活躍の場を創出し、生活困窮者である高齢者をこうした場につなげていくことも求められる。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国907福祉事務所設置自治体で1,381機関
(令和6年4月1日時点))

国費 3 / 4

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、支援の総合調整を担当
- 一般就労に向けた支援や職業紹介や求人開拓等、自立相談支援員による就労支援の実施
- 住まいに関する支援員も適宜配置
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

国費 3 / 4

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

◆都道府県による市町村支援事業

国費 1 / 2

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

住まいの確保が必要な者

・緊急に衣食住の確保が必要な者
・居住に困難を抱え地域社会から孤立した者

◆住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
- 家計改善のための転居費用を給付

国費 3 / 4

◆居住支援事業

- 住居喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援(シェルター事業)
- シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援(地域居住支援事業)

国費 2 / 3

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆就労準備支援事業

- 一定期間、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練、居場所づくりなど幅広い社会参加のための支援

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- 家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援 等

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

自立相談支援事業

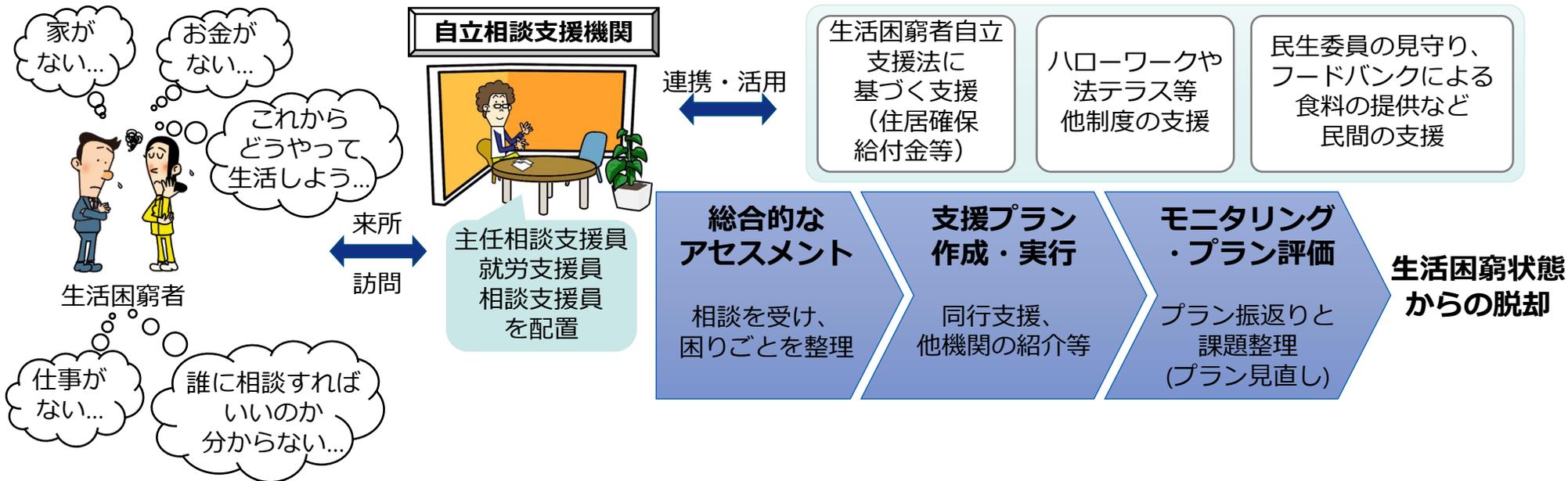
【実績等】 ・ 907自治体1,387か所 (R5)
 ・ 新規相談受付件数293,455件 (R5)
 ・ プラン作成件数93,282件 (R5)

対象者

生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

- ・ 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- ・ 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。

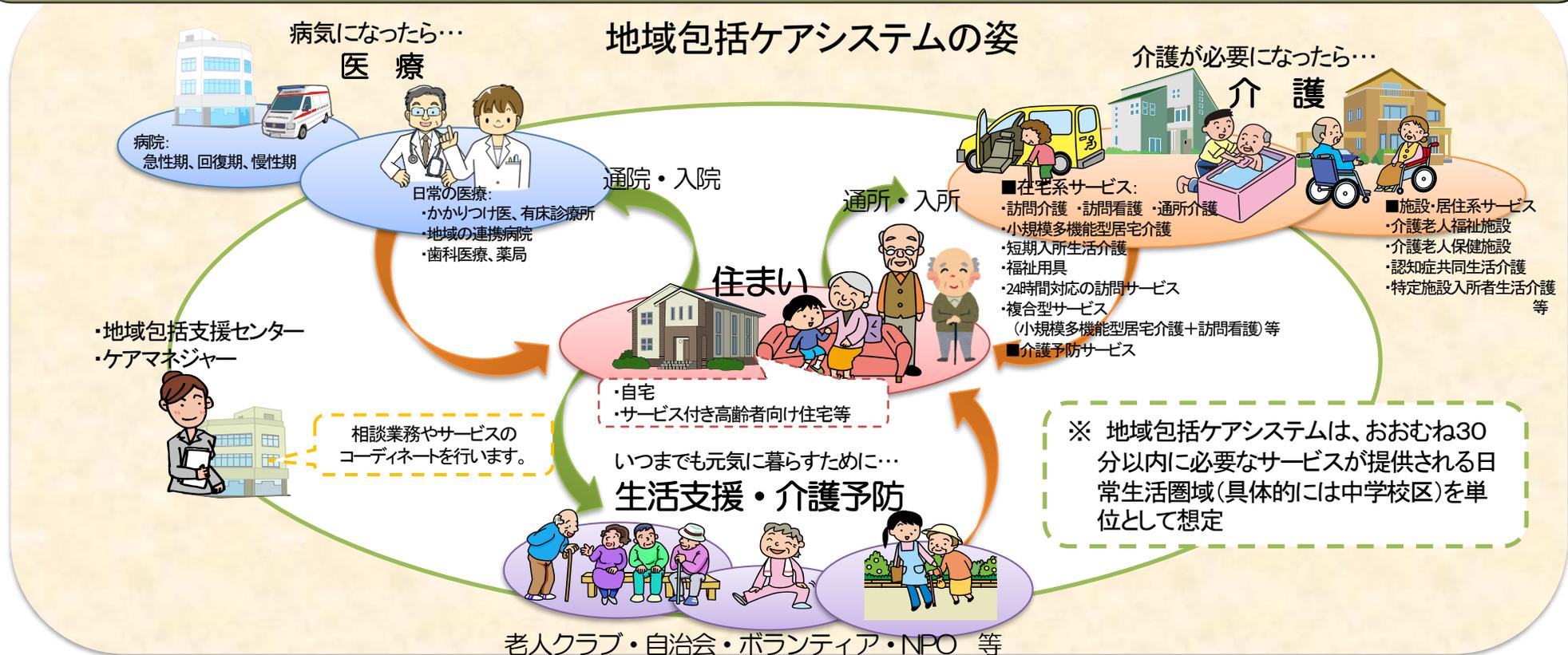


期待される効果

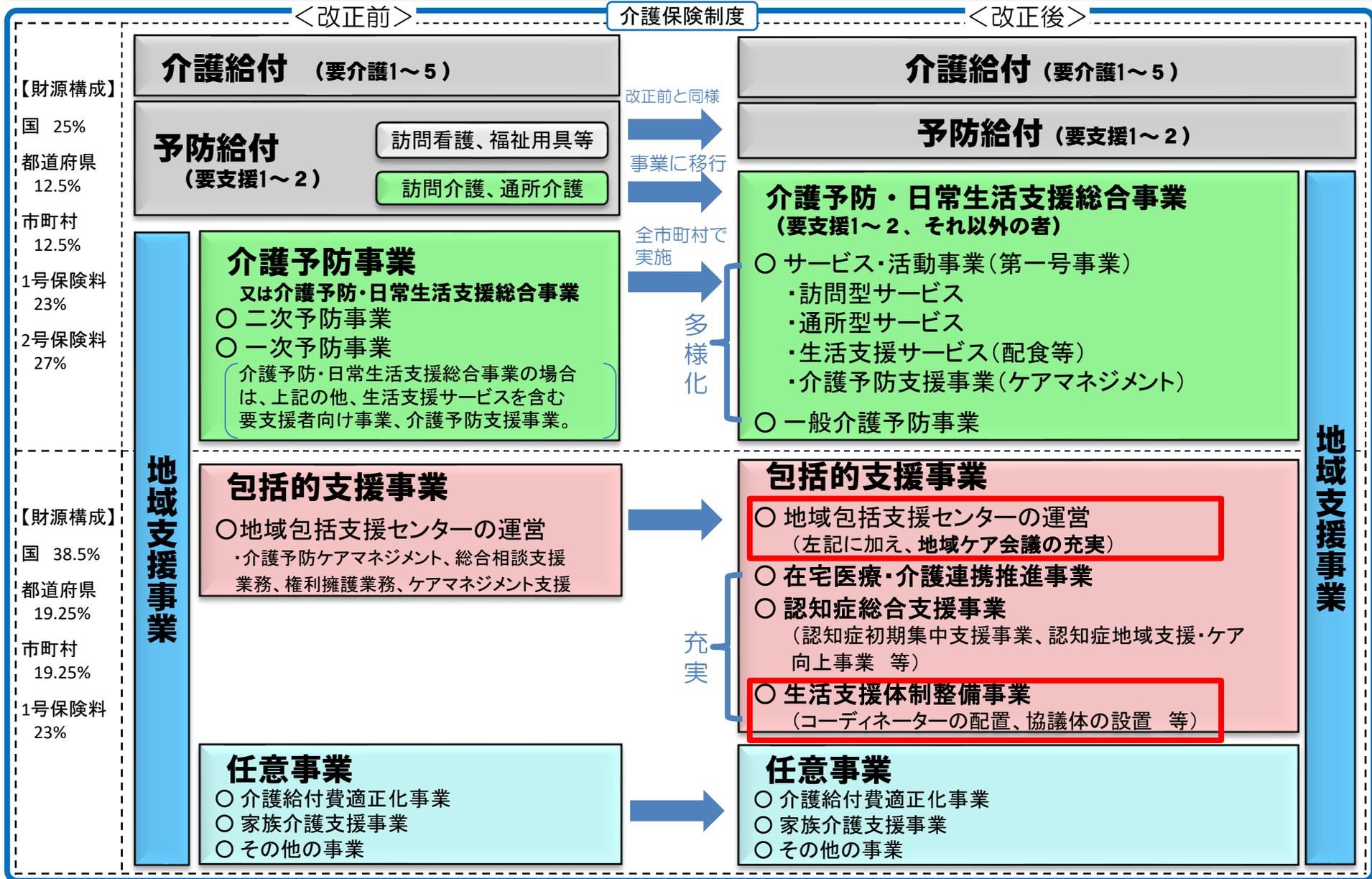
- ・ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- ・ 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



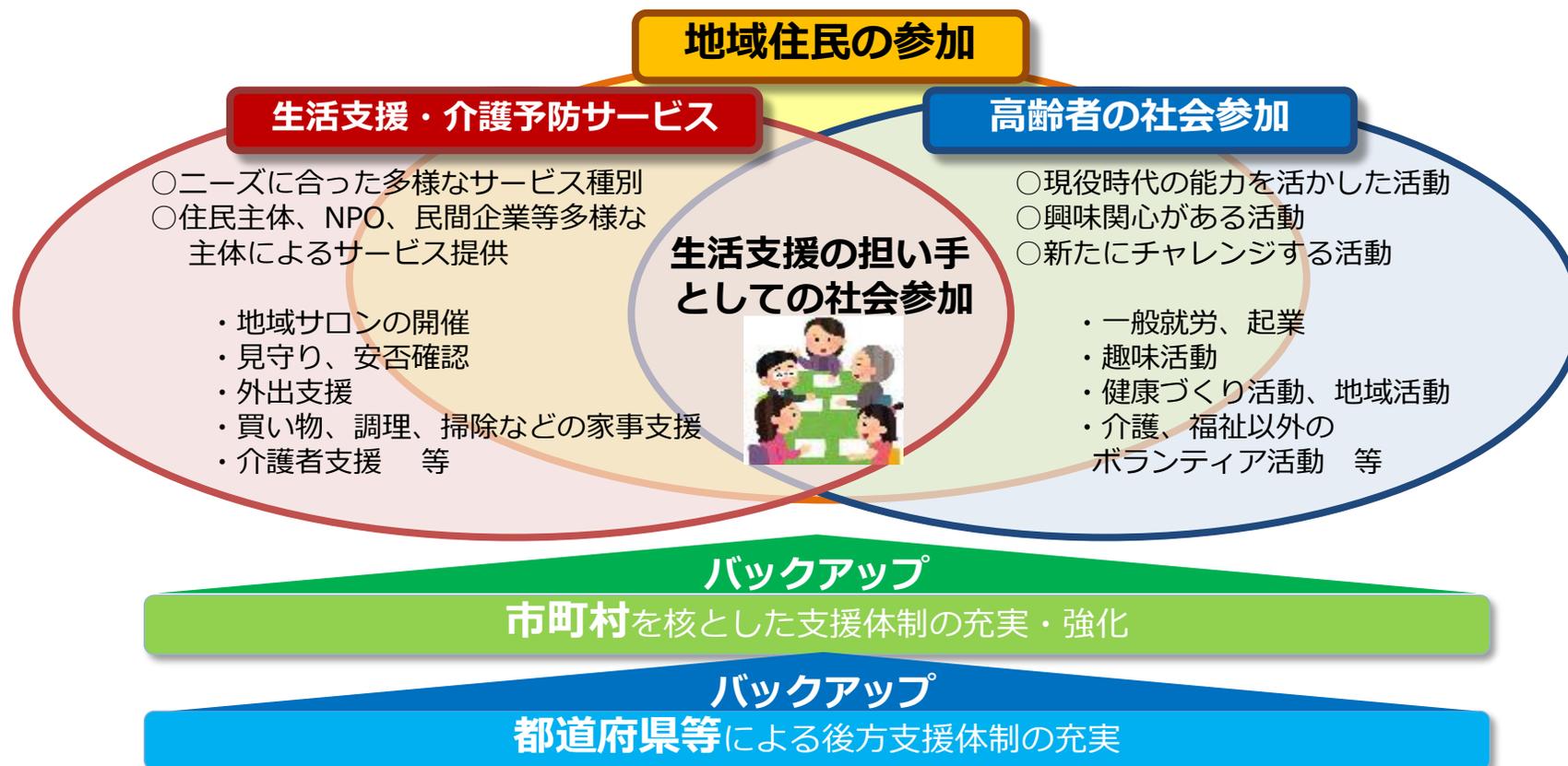
【参考】地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防**につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような**地域づくりを市町村が支援すること**について、**制度的な位置づけの強化**を図る。



生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 **被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業**

（1）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など

ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

（2）協議体の設置 地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

等

生活支援体制整備事業費（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■ 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

■ 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

生活支援コーディネーター(SC)・SC協議体

生活支援コーディネーター（SC）は、市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。SC協議体は、関係者の意識共有や情報交換により、SCの組織的な補完等を行う。

SCの役割

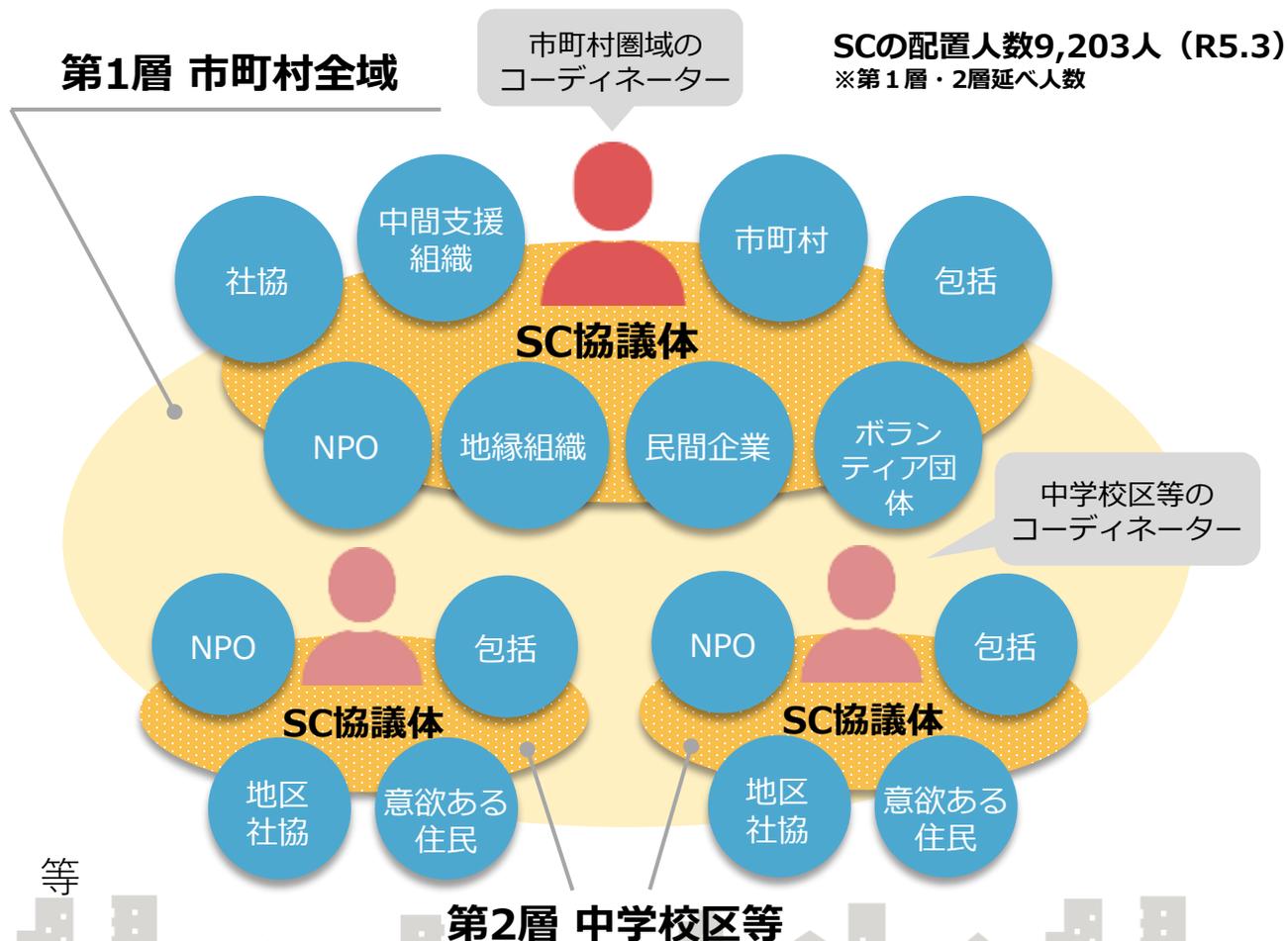
- 資源開発
- ネットワーク構築
- ニーズと活動のマッチング

SCの資格・要件

- 特定の資格要件はなし
- 地域における助け合い等の提供実績がある者、市民活動への理解がある者等がよい

SC協議体の役割

- SCの組織的な補完
- 関係者の意識共有、情報交換 等



地域の福祉を担うコーディネーター

- 生活困窮者支援においては、福祉事務所設置自治体において、「自立相談支援事業」の「相談支援員」、「主任相談支援員」が配置され、生活困窮者支援に関するさまざまなネットワークづくりや社会資源の開発を行う。
- 介護保険においても、市町村において、「生活支援体制整備事業」の「生活支援コーディネーター」が生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発等を行う。

	(主任)相談支援員	生活支援コーディネーター
法律	生活困窮者自立支援法	介護保険法
事業	自立相談支援事業	生活支援体制整備事業
役割	生活困窮者へのアセスメント、支援計画の作成のほか、社会資源の開発、ネットワーク構築 等	地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出、担い手の養成、提供主体間の連携体制づくり 等

- 地域の福祉を担うコーディネーターは、このほかにも、地域福祉分野や障害福祉分野、子育て分野なども含め、さまざまなものがある。
- 自治体の状況によるが、小規模な自治体を中心に、それぞれの事業がばらばらに展開することは適当ではなく、各自治体において、これらの者が連携して取り組み、必要に応じて兼務することも可能とすることで、総合的な事業展開が可能となる。

※ 兼務の場合、これらの人材の配置に係る負担金・補助金の算定に当たっては、それぞれの補助目的に沿った支出が求められることとなるため、勤務時間等適当な考え方により按分することが必要。

※ 支援員だけではなく、各事業における協議会(例:生活困窮者支援の「支援調整会議」、介護保険の「協議体」、障害福祉の「地域自立支援協議会」等)などについても、別々に設置するのではなく、分科会形式とするなどで効率的な運営を図ることが可能である。